



## 公益社団法人への移行にあたって

公益社団法人全国和牛登録協会 会長 向井文雄

全国和牛登録協会は、平成24年4月1日をもって、公益社団法人として新たな出発をいたします。

昭和23年3月に農家を会員とする登録団体として発足して以来、「信用は登録の生命なり」を根本に登録事業を通じた和牛の育種改良を進めてまいりました。このたび、国の公益法人の見直しに際して、登録協会が進めてきた登録・育種事業が、和牛農家の経営の向上による地域社会の活性化に加えて、わが国の安全安心の食料生産に大きく貢献すると評価され、公益社団法人への移行が認定されました。

公益社団法人への移行を契機として、協会と協会の構成員である全国の会員が一丸となって、登記・登録の実施と育種改良基盤の強化など各種の公益事業を推進し、和牛の価値観をさらに高め、産地の活性化に寄与することが、会員各位の付託に応えることであり、良質の和牛肉の安

定供給のために欠かせない使命であると決意を新たにしております。

また、近年、会員の登録事業並びに育種改良事業に対する考え方や取り組みの姿勢に差が生まれ、これまで和牛の改良を支えてきた集団育種改良組織等の育成と指導が新たな課題となっております。今後とも会員と改良組織が一体となって、登録事業並びに育種改良事業を推進していくことが必須と考えています。

公益社団法人としての協会の再出発にあたり、新たに定款を制定し、定款に掲げる「目的」と「事業」を充実させました。

会員の皆様におかれましては、公益社団法人の構成員としての認識を新たにいただき、入会にあたりましては、新定款に掲げる下記の協会の目的と事業に、いっそうの御理解と御協力をお願い申し上げます。

### 公益社団法人全国和牛登録協会定款より（抜粋）

#### （目的）

第3条 この法人は、我が国固有の財産である和牛の登録・育種改良に関する事業を行い、それらの情報収集及び調査研究に努め、その成果の普及を図ることによって、和牛の形質について遺伝的改良及び飼養管理による改善を推進し、もって国民に良質な畜産物を安定的に供給することを目的とする。

#### （事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 黒毛和種、褐毛和種及び無角和種の登記・登録並びに能力検定
- (2) 和牛登録、育種改良及び増殖のための情報収集、調査研究、情報提供
- (3) 集団育種改良組織等の育成と指導
- (4) 和牛登録事業及び集団育種事業等に関する研修会、講習会、共進会の開催
- (5) 登録事業を通じたトレーサビリティシステムへの寄与並びに畜産物の生産・流通・消費における情報の提供
- (6) 登録簿及び機関誌の発行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 協会の事業について

このたびの公益社団法人への移行認定は、当協会の「和牛の登録および育種改良に関する事業」が、不特定多数の方々に貢献している公益性の大きい事業であるとの評価を受けたもので、会員の皆様をはじめ関係各位の御理解と御協力が大きいものとお礼申し上げます。

以下に、当協会の事業内容とその意義について、改めてまとめました。公益社団法人としての役割を御理解いただき、これまで以上に協会の事業推進に御理解と御協力をお願い申し上げます。

### 1 登録・検定事業

我が国固有の肉用種である和牛を、資源として確保していくとともに、個体の能力や特徴を的確に把握し、活用していくため、和牛の戸籍の元となる子牛登記を行い、繁殖牛として利用する場合は一定の能力を有するものを登録し、種雄牛については検定を行い能力の高いものを選抜することで、和牛生産基盤の安定化と品質向上に努めます。

また、一般消費者に対して和牛肉の安全性と信頼性を担保するだけでなく、生産者、子牛セリ市場、枝肉セリ市場等にも利用できるように、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別番号と子牛登記・登録の情報をリンクさせ、幅広く流通・消費に役立てることを推進します。

### 3 技術者養成研修事業

和牛登録のもととなる登記検査・登録審査を現場で行う業務は、各種の書類を確認するとともに、牛の特徴を理解し、その牛が品種の特徴や繁殖牛としての能力を備えたものであるか等について判断するための専門的な技術と知識、経験、判断力が必要です。これらの業務を行う技術員を養成するとともに、資格試験を実施します。また、随時研修会を開催して、審査や技術指導水準の維持向上を図ります。

### 2 育種改良事業

登録・検定事業によって集積されたデータ（血統情報、体型測定値、審査成績、産肉成績、繁殖成績）を解析するための育種手法の開発や研究を行い、実績値のほかに遺伝的能力評価値である「育種価」等の活用を推進します。

また、和牛は海外から遺伝資源を取り入れることのできない我が国固有の品種であるため、過度に近親交配が進まないよう、情報の提供や地域の特色ある牛づくりを推進し、国内での遺伝的多様性の維持に努めます。

また、産地における和牛づくりの組織化を図るため、認定和牛改良組合や育種組合等の育成と指導を進めていきます。

### 4 普及啓発事業

和牛肉は世界的にも注目されている貴重な畜産物であるにもかかわらず、和牛が我が国固有の品種であることや「おいしい和牛肉はたゆまぬ改良の賜」であること、和牛肉の特性などについて、理解していただいている消費者は少ないのが現状です。和牛関係者に登録・検定事業や育種改良事業関係の情報を提供するとともに、国民全体で和牛を守り、育てていくために、全国和牛能力共進会を開催し、和牛改良の成果を実証展示し、和牛に係わる情報を不特定多数の皆様に広く発信し、生産者と消費者の絆づくりを進めます。

## 登記・登録証明書のサイズが大きくなります

平成24年4月1日から新しい審査標準を施行します。新しい審査標準は、肉用種の特徴を維持しながら、生産性の向上に繋がる種牛性も重視した「種牛審査標準」であり、経済形質と審査項目との結びつきがよりわかりやすくなるような改正を行っています。

この審査標準の改正に伴い、これまでB5サイズで発行してきた登記・登録証明書並びに当協会が発行する各種証明書類を、一回り大きいA4サイズに変更いたしました。今後とも証明書を通じて、育種改良に必要な情報をお届けいたします。